

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年 3月16日

藤崎町長 平田 博幸



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

藤崎地区（藤崎地区、白子地区、林崎地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年 3月15日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人	88 経営体
法人	1 経営体
集落営農	1組織（うち法人1組織）

4. 3. の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯置を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

・土地利用型農業については、認定農業者が中心となって水稻、大豆等の作付を行い、離農や規模縮小農家の農地を借り受けたりすることで、農地の集積を進めるとともに、機械の更新等により生産コストの低減を図る。

・果樹については、認定農業者が中心となってりんご、ぶどう、おうとうの作付を行い、離農や規模縮小農家の農地を借り受けたりすることで、農地の集積を進めるとともに、作業機械の更新等により生産コストの低減を図る。

・各種生産者の研修や優良品種導入のため、関係機関等での情報提供を行うなど、地域をあげて高付加価値化に取り組む。

・中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付や地域のオペレーター等の役割を担うほか、知識や経験を活かした技術指導や助言を行う。

・地域6次産業化のため、町で現在進めている「農産物拠点施設」では、加工施設も設置予定であり、野菜生産に関しては生出荷のほか、一次加工品を商品として販売していくことを視野に入れ生産を行っていく。